

# 令和元年度 滋賀県主任介護支援専門員研修の受講対象者について

## 1 受講要件

現任研修または更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ・Ⅱ）を修了し、かつ下記の従事期間等を満たす者で、原則として現在、介護支援専門員の業務に従事している者

\*原則、登録地での受講となります。他府県登録の方は受講地変更をしてから、お申込み下さい。

○修了していることを要する研修 … 次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれか

- (ア) 「平成18年度 滋賀県介護支援専門員現任研修（専門課程Ⅰ・Ⅱ）事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱ
- (イ) 「平成19年度 滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱ
- (ウ) 「平成20年度～平成31年度 滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱ  
または、「平成20年度～平成31年度 滋賀県介護支援専門員更新研修事業実施要綱」に基づく「実務経験者に対する更新研修」（注1 参照）

○必要な従事期間等 … 次の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれか

- (1) 専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。）
- (2) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。）
- (3) 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- (4) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者（注2 参照）

## 2. 従事した期間として算定する業務の範囲

「専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間」として算定する業務の範囲は、次のとおりとします。（注3 参照）

以下の①～⑧の事業所または施設において、介護支援専門員としてサービス計画の作成にかかる業務。ただし、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみでサービス計画の作成を行っていなかった場合は、従事した期間とは認められません。

なお、指定居宅介護支援事業所における常勤専従の管理者は、上記に関わらず従事した期間と認めることとします。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービスにかかる地域密着型サービス事業者
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設、介護医療院
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

(注1)

- ・ 「平成20年度～平成31年度 滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱとは、「介護支援専門員現任研修（専門課程Ⅰ）」および「介護支援専門員現任研修（専門課程Ⅱ）」を指します。
- ・ 「平成20年度～平成31年度 滋賀県介護支援専門員更新研修事業実施要綱」に基づく「実務経験者に対する更新研修」とは、「介護支援専門員更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ）」および「介護支援専門員更新研修Ⅱ（専門課程Ⅱ）」を指します。

(注2)

- ・ 「必要な従事期間等」の(4)に記載している「その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者」とは、下記のとおりです。
  - ① 兼任の介護支援専門員（専任ではないものの、他の職と兼務する常勤の介護支援専門員）として従事した期間が原則、通算して5年（60ヶ月）以上であり、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。
  - ② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、兼任の介護支援専門員（専任ではないものの、他の職と兼務する常勤の介護支援専門員）としての従事期間が通算して3年以上であり、かつ、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。
  - ③ 地域包括支援センターに配属される等特別な事情があり、かつ上記②と同等の知識と経験を有すると市町が認める者であり、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。

(注3)

- ・ 「専任」とは、「常勤専従」を指します。
- ・ ここでいう「常勤」とは、当該事業所において勤務すべき時間数が週32時間に達している者を指します。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合であって例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としている場合は、週30時間に達している者として扱います。
- ・ ここでいう「専従」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて介護支援専門員以外の職務に従事しないことを指します。
- ・ 「専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間」を算定する場合、従事期間の中に、例えば、訪問看護の業務を兼務していた期間など、他の職を兼務していた期間は従事期間に含めることはできません。このように、管理者以外の職種を兼務している期間は、従事期間に含めることができませんので、間違いのないようご注意ください。

**【参考】令和元年度 主任介護支援専門員研修申込時の提出書類等一覧**

修了している 研修	従事期間等	リーダー研修または 認定ケアマネ	講師経験	申込書	添付書類	計画書の 写し提出
専門課程Ⅰ・ Ⅱ	(1)専任5年			様式(1)	様式(4)	必要
	(2)専任3年	必要		様式(1)	様式(4)	必要
	(3)地域包括支援C			様式(2)		必要
	(4)その他 ①兼任5年		必要	様式(3)	様式(5)	必要
	②兼任3年	必要	必要	様式(3)	様式(5)	必要
	③地域包括支援C	同等と市町が認める者	必要	様式(3)	市町の 証明書	必要